

できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載しています。作成した申告書をプリンターで印刷し、そのまま税務署に提出することができません。事前に登録手続きを済ませるとインターネットから直接申告書を提出できるe-Taxも御利用いただけます。手続きには、「公的個人認証サービス」による電子証明を受けた住民基本台帳カードが必要です。詳しくは税務署へお問合せください。

## 平成21年度町県民税の主な改正事項

### 寄附金控除が拡充

#### ▼対象寄附金

- ・ 都道府県、市区町村に対する寄附金
- ・ 住所地の共同募金会に対する寄附金
- ・ 住所地の日本赤十字社に対する寄附金

※平成22年度（平成21年中に寄附したものの）より、条例で指定した団体に対する寄附金も対象になります。

▼控除方法 寄附金額から5千円を引いた額の10%を税額から控除（総所得等の30%が上限）。

地方公共団体に対する寄附

金の場合、特例控除が加算されます。

▼申告方法 寄附の領収書を添付し、確定申告で申告（確定申告をせず、町県民税のみ控除を受けようとする場合は、町へ申告してください）。

### 公的年金からの住民税天引き（特別徴収）開始

▼対象となる方 平成20年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、平成21年4月1日現在高齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は対象外です。

- ① 介護保険料が年金から天引きされていない方
- ② 高齢基礎年金等給付の年額が18万円未満の方
- ③ 高齢基礎年金等給付の年額から所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを控除した後の額が、住民税の年額より少ない方

▼対象となる税額 公的年金の所得にかかる住民税（公的年金以外の所得に係る住民税についてははこれまでどおり納付書又は口座振替、給与天引きされます）。

▼納付方法 年6回の年金給付の際に分割で天引きします。ただし、平成21年度については年税額の1/2を6月と8月の2回に分けて本人が納

付し、残りの税額を10月、12月、2月の年金支給月に年金から天引きします。

### ◎問い合わせ

確定申告について  
平塚税務署個人課税部門

☎(22)1400

町県民税について

税務課 ☎内線254

## 町県民税からの住宅ローン控除は毎年申告が必要です！

国から地方への税源移譲に伴い、昨年度から適用した町県民税からの住宅ローン控除を今年度も引き続き適用します。この控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

▼対象者 平成11年～平成18年に入居し住宅ローン控除が所得税から引ききれない方

▼申告方法 「住宅借入金等特別控除申告書」を提出。

・ 確定申告される方  
・ 確定申告書とともに税務署へ提出

・ 年末調整のみの方  
源泉徴収票を添付して町へ提出（※郵送可、控えが必要な場合は返信用封筒同封）  
▼申告書配布場所

### 申告会場の案内

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告 簡易な確定申告(申告書A) 〔※住宅借入金等特別控除(所得税)・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署での申告をお願いします。〕
場所	平塚駅ビル6階ラスカホール	【①税理士会による無料相談会】 2月10日(火)、12日(木)、13日(金) 国府支所2階会議室 2月16日(月)～18日(水) 保健センター2階研修室 【②上記以外の申告相談受付】 2月19日(木) 保健センター2階研修室 2月20日(金)～3月16日(月) 役場4階第1会議室 ※土日は除く。
受付期間	平成21年1月26日(月)～3月25日(水) ※土日は除く。ただし、2月22日(日)・3月1日(日)は開場します。 〔所得税の申告・納付期限は3月16日(月)です。2月16日(月)以前は還付申告の方が対象です。〕	
時間	○申告書作成のアドバイス 9:00～17:00 ○申告書等の配布・收受 8:30～17:00	【①の期間中】 9:30～12:00 13:00～15:30 【②の期間中】 9:00～11:45 13:00～16:00
持ち物	○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書 ○前年の申告書の控え ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

・ 役場税務課・国府支所・平塚税務署(確定申告される方用)  
・ 町ホームページには、源泉徴収票や確定申告書の内容を入力すると申告書が自動計算されプリントアウトして提出できるシートを掲載しています。

### ◎問い合わせ

税務課 ☎内線254

▼申告期限  
平成21年3月16日(月)